

こどもの事故防止に関する取組

令和5年度 こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議

令和6年1月

こども家庭庁成育局母子保健課

予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

令和5年度当初予算：1.1億円（1.1億円）

【令和2年度創設】

目的

- 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

（1）推進会議

医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

（2）情報の収集・管理等

こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（3）多機関検証ワーキンググループ[°]（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国10 / 10
- ◆ 補助単価案：年額 12,283,020円

事業実績

- ◆ 実施自治体数（変更交付決定ベース）
令和4年度：8自治体（北海道、福島県、群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県）

予防のためのこどもの死亡検証体制整備事業

令和5年度当初予算：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数（2.1億円の内数）

目的

- こども虐待による死亡事例等の検証（こども家庭庁）や消費生活用製品に係る重大製品事故（消費者庁）等の死亡に関する検証結果について、予防可能なこどもの死亡という観点から情報収集を行うとともに、データベース化を図る。
- 国民に予防可能な死があることを認知いただくとともに、予防のためのこどもの死亡検証結果管理運営事業によりまとめられた具体的な予防策についての周知及び医療、保健、教育等の分野が連携したこどもの死の予防に取り組んでいただくよう広報啓発を行うことを目的とする。

内容

1. CDRプラットフォーム事業

（1）情報の収集・管理

「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」において実施されたCDRの結果に加え、既に存在する虐待事例検証や製品安全に関する検証等の事故死亡に関する検証の結果について、予防可能なこどもの死亡という観点から情報収集を行う。

（2）CDRポータルサイトの運用

（1）で収集・管理した予防可能なこどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理したプラットフォームを整備し、検索をしたい際に有用なポータルサイトの運用を行う。

（3）都道府県への技術的支援

CDRにおける検証の標準化を図るため、都道府県間の情報共有のための会議の運営を行うとともに、各都道府県に対し、検証体制整備に関する技術的助言を行う。

2. 予防可能なこどもの死亡事故に関する広報啓発事業

（1）ウェブ広告

ウェブ広告や動画サイト等のCM枠を活用して、予防可能なこどもの死亡事故についての予防策を普及・啓発する。

（2）テレビでのPR

乳幼児を抱える親がこどもと一緒にみる番組とタイアップしての予防可能なこどもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

（3）シンポジウムの開催

こどもを事故で亡くした遺族の方や、CDRに取り組みされてきた研究者の方を集めてのシンポジウムを年に一回開催し、国民に予防可能なこどもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体 : 民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率 : 定額

予防のためのこどもの死亡検証に関する広報啓発事業

目的：ひろくCDRについて普及啓発するとともに、CDRモデル事業や、他省庁で行われた検証によって導き出された予防策についての周知。（令和4年度創設）

実施内容

特設サイト



シンポジウム



予防策の一覧



- 特設サイトには、シンポジウムの内容や、予防策の一覧の他、CDRの解説動画や「こどもの睡眠中に気をつけたいこと」「溺水事故から子どもを守る」の動画等を掲載。

乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間

・「乳幼児突然死症候群 (SIDS) の対策強化月間」について

→乳幼児突然死症候群(SIDS)は12月以降の冬期に発症しやすい傾向があることから、こども家庭庁は、毎年11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)の対策強化月間と定め、SIDSに対する社会的関心を喚起するため、発症率を低くするポイントなどの重点的な普及啓発活動を実施している。(※対策強化月間は平成11年度から実施。)

・プレスリリース

・こども家庭庁HPにおいてポスター・リーフレット掲載

(<https://www.cfa.go.jp/press/ce2f4266-d85b-47e2-8cd0-387c59f9d791/>)

・X (旧 Twitter) への周知

ポスター・リーフレット

X (旧Twitter)

睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう

11月 SIDS対策強化月間

SIDSの予防方法を確立している国が、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- 1歳になるまでは、寝かせるときは必ず仰向けに寝かせましょう
- できるだけ母乳で育てましょう
- たばこをやめましょう

窒息事故防止のために

ベビーベッドに寝かせ、襦は常に上げておきましょう

敷布団・マットレス・枕は固めのものを、掛け布団は軽いものを使いましょう

ロや鼻を覆ったり、首に巻き付くものは避けましょう

こども家庭庁 @KodomoKatei · 11月1日
【#赤ちゃんの突然死を減らすには】

「乳幼児突然死症候群(SIDS)」は、何の予兆も既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気です。12月以降の冬に発症しやすいため、毎年11月を対策強化月間としています。

SIDSは、3つのポイントを守ると発症率が低くなるというデータがあります。

睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう

11月 SIDS対策強化月間

SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- 1歳になるまでは、寝かせるときは必ず仰向けに寝かせましょう
- できるだけ母乳で育てましょう
- たばこをやめましょう

29 219 258 297

こども家庭庁 @KodomoKatei · 11月8日
【11月は乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間です】

睡眠中に#赤ちゃんが死亡する原因は、SIDSのほか窒息などによる事故があります。赤ちゃんの突然死を減らすために、窒息事故防止のポイントを実行しましょう。

窒息事故防止のために

ベビーベッドに寝かせ、襦は常に上げておきましょう

敷布団・マットレス・枕は固めのものを、掛け布団は軽いものを使いましょう

ロや鼻を覆ったり、首に巻き付くものは避けましょう

31 185 271 127